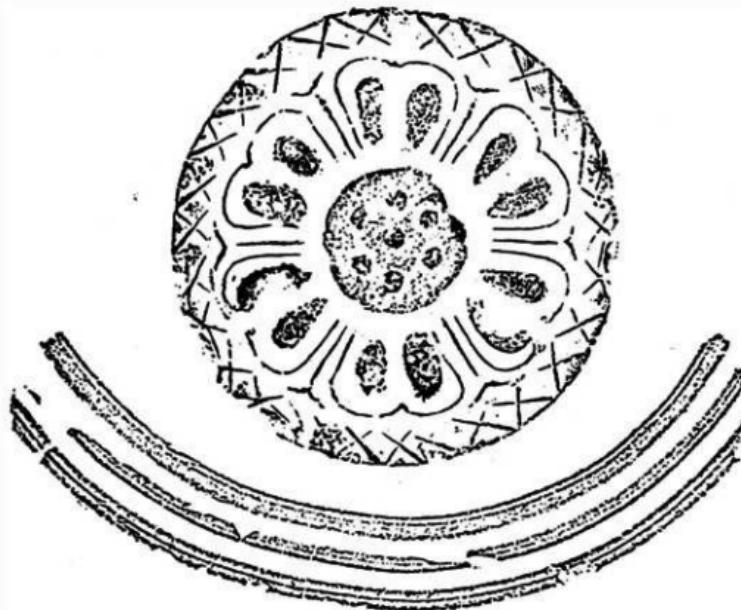


福島県文化財調査報告書第91集

関和久遺跡 IX

—史跡指定調査概報—

1981年3月



福島県教育委員会

福島県文化財調査報告書第91集

関和久遺跡 IX

—史跡指定調査概報—

1981年3月

福島県教育委員会



序 文

間和久及び借宿の広範な地域は、大正末期から多賀城系と下野薬師寺系の古瓦が出土することが学界に知られ、またそこから出土する多賀城系の瓦から神龜5年設置の白河軍団跡と推定されました。

その後、約半世紀の間に借宿については寺院跡であることが判明し、その一部ではありますが県史跡に指定されました。県教育委員会は間和久遺跡の重要性に鑑み、研究者の方々の助言を得、遺跡の性格を解明するとともに国史跡指定の資料を得るため昭和47年より調査を継続してまいりました。

この調査により、現在までの調査地点は古代白河郡家跡であり、範囲もほぼ確実となっていました。本年度は第9次調査を終了し、所期の目的を達成することができました。ここに本年度の調査成果につきましてその概略を報告いたしますので、広く県民の方々に認識を深めていただくとともに、研究資料としてご活用いただければ幸甚に存じます。

最後に、この調査にご指導いただいた県文化財保護審議会委員伊東信雄博士はじめ各指導委員、ご協力いただいた宮城県多賀城跡調査研究所の方々、地元泉崎村、泉崎村教育委員会、地元協力者各位に深く謝意を表するものであります。

昭和56年3月

福島県教育委員会教育長

辺 見 栄 之 助

目 次

調査要項

第1章 調査報告	1
第1節 前年までの調査	1
第2節 調査経過	2
第3節 調査日誌	3
第2章 発見遺構	7
第1節 建物跡	7
第2節 一本柱列	10
第3節 溝跡	11
第4節 土括	14
第3章 出土遺物	16
第1節 瓦	16
第2節 土師器	16
第3節 須恵器・その他	22
第4章 考察	27
第1節 遺構	27
第2節 出土遺物	29
第3節 まとめ	30

調査要項

- 1 名 称 間和久遺跡
- 2 調査地点 西白河郡泉崎村間和久字中宿
- 3 調査主体 福島県教育委員会
- 4 指導委員 伊東信雄, 坪井清足, 後藤勝彦, 梅宮 茂, 渡辺一雄
- 5 調査担当 木本元治
- 6 調査員 日下部善己, 辻 秀人, 鈴木文夫, 長嶋雄一
補助員 仲田茂司
- 7 指導・協力 岡田茂弘, 阿部義平, 桑原滋郎, 進藤秋輝, 平川南, 吉沢幹夫, 白鳥良一,
佐藤則之, 高野芳宏
- 8 調査協力 泉崎村, 泉崎村教育委員会, 泉崎村公民館, 間平婦人会, 佐川一二ほか地
元有志15名
- 9 調査期日 昭和54年10月29日～12月5日
- 10 地区割り BMNo.1～No.2(真北)を50ライン, BMNo.1を通り直交する線をKAライ
ンとし, 3mごとに西に51・52……, 北にKB・KA……とした。地点表
示のN○○m, W○○mもBMNo.1を基点とした。

一凡 例一

- 1 この調査は国庫補助事業である。
- 2 編集は木本が担当した。
- 3 第1章・第3章・第4章第2・3節は木本が執筆した。
- 4 第4章第1節は伊東が執筆した。
- 5 第2章は木本、辻、日下部、長嶋が執筆した。
- 6 墓書土器の判読は平川が行なった。
- 7 平瓦・ロクロ調整杯の分類については第1・2表を用いた。

第1類	第2類	第3類	第5類	第6類	第7類
凸面 ロクロ目	縦ヘラ削り	不定方向ナデ 縦ヘラ削り	縄目タタキ	ヘラ削り	格子目タタキ
凹面 布目、横骨痕	ロクロ目	布目、横骨痕	布目、横骨痕	ヘラ削り	布目、横骨痕

第1表 平瓦分類表

再調整	切り離し	類別	再調整	切り離し	類別
回転ヘラ削り (修下部+底部)	不明	1類	回転ヘラ削り (一部)	回転ヘラ切り	3a類
	回転ヘラ削り	1a類		回転糸切り	3b類
	回転糸切り	1b類		静止糸切り	3c類
	静止糸切り	1c類		手持ちヘラ削り (一部)	4a類
手持ちヘラ削り (修下部+底部)	不明	2類	手持ちヘラ削り (一部)	回転ヘラ切り	4b類
	回転ヘラ切り	2a類		回転糸切り	4c類
	回転糸切り	2b類		静止糸切り	5a類
	静止糸切り	2c類		再調整なし	5b類
				切り離し痕	5c類
				切り離し痕	

第2表 ロクロ整形杯形土器分類表

第1章 調査報告

第1節 前年までの調査

昭和47年度 10月30日～11月15日（関和久遺跡Ⅰ 1973年3月 福島県教育委員会）

航空測量図作成と予備調査、東群建物中、南・中・北の3棟の有礎建物跡の存在を確認。

昭和48年度 10月11日～11月10日（関和久遺跡Ⅱ 1974年3月 福島県教育委員会）

東群の有礎建物跡SB01・02・03と、西群の有礎建物跡SB05・06と掘立のSB04・07を検出した。

昭和49年度 5月27日～6月5日（関和久遺跡—県道拡幅工事に伴う調査—1974年12月 泉崎村教育委員会）

県道白河一母畑線拡幅に伴う緊急調査。

台地中央部 267m²を帯状に発掘、竪穴住居跡、溝跡、掘立柱柱穴、ピットを検出。遺物は土師器、須恵器、須恵系土器、円面鏡、古錢、植物種子を検出。

昭和49年度 10月21日～11月22日（関和久遺跡Ⅲ 1957年3月 福島県教育委員会）

遺跡の南西部を調査、有礎建物跡3棟、3溝跡2条、井戸跡1基、竪穴住居跡1棟を検出。調査地区西方、南方で検出された大溝跡は郡家の西至を区画する可能性が考えられ、一辺は2.5～3町と推定された。

昭和50年度 10月20日～11月22日（関和久遺跡Ⅳ 1976年3月 福島県教育委員会）

遺跡の東南部を調査、有礎建物跡4棟、掘立柱建物跡9棟、竪穴住居跡1棟、大溝跡2条、小溝跡2条を検出された。東南隅では大溝のコーナーが検出され、東西は2.5町であることが判明した。

昭和51年度 10月20日～11月20日（関和久遺跡Ⅴ 1977年3月 福島県教育委員会）

遺跡の東辺部を調査、掘立柱建物跡4棟、大溝跡3条を検出。大溝は郡家跡東辺を区画するものと考えられ、3時期の変遷が認められた。

昭和52年度 11月1日～12月3日（関和久遺跡Ⅵ 1978年3月 福島県教育委員会）

台地中央部、東縁部を調査、掘立柱建物9棟、1本柱列1基、大溝2条、小溝1条、竪穴住居跡2棟、ピット等が検出された。大溝のうち東縁部のものは郡家の東縁を区画するものと考えられた。遺跡の規模は南北が3町を越えることが判明した。

昭和53年度 10月25日～11月25日（関和久遺跡Ⅶ 1979年3月 福島県教育委員会）

台地北半部を調査、県道の北側より1本柱列1基、門跡1棟、掘立建物跡5棟、ピット3基を検出。1本柱列は「院」を区画する柵で、53年度の部分はその東南コーナーと推定。遺跡の南辺より約4町付近が北限と判明。

昭和54年度 10月29日～12月5日（関和久遺跡Ⅷ 1980年3月 福島県教育委員会）

遺跡北半部の台地の西端部（遺跡全体では東西の中央部）を調査。2間×5間の東西棟で4回の建替えのある建物を中心に、それ以前の時期の建物の掘り込み地業、これらを取り囲む一本柱列、溝、南門と考えられる四脚門などを検出。一つの「院」の中心地区と推定された。

第2節 調査経過

昭和55年度の調査は遺跡北半部、台地上の54年度調査の「院」の東側、すなわち台地中央部の性格を確認する目的で開始された。まず院の東辺の一部を検出し、それとその東に検出される遺構群の関連を比較することとした。

第1トレンチ

第8次調査地区の東側の農道の東の畠（N区）にJ T・KA-62~71グリッドの6m×30mのトレンチを設定した。トレンチ西端部のJ T・KA-69~71区より院東辺を区割する一本柱列とその一本柱列が取り着く門跡、一本柱列の両端に掘られた溝跡らしきものが検出されたのでJR JS-68~71区を拡張したところ、これらは院の東門に当る八脚門SB 104とそれに取り着く一本柱列SA 106、溝跡であることが判明した。したがって、第8次調査で院と考えられた遺構群は東が正面である可能性が強くなつた。

トレンチ東半部のJ T・KA-62~65グリッドからは東西4間以上の東西棟と考えられる掘立柱建物跡の一部を検出したので、JSとKBの62~65グリッドを拡張したところ、これは東西5間、南北2間で南面に廟の付く官衙風建物SB 105であることが判明した。さらにSB 105の北側柱穴の一部は溝に切られており、SB 105に切られた古い建物、SB 107・108・120や、そのどれかに伴なう目隠屏と考えられる一本柱列SA 121も検出された。これらのうちSB 107は東西に長い東西9間以上、南北2間の建物で、第2トレンチからさらに東に延びている。

遺物はSA 106に沿った溝SD 101~103、SB 105北側の溝SD 109から多くの土師器が出土し中には「白」「匁」等の墨書があるものがある。

第2トレンチ

第1トレンチ東半部建物の東・南側の遺構を検出すためJK~KB-59・60グリッドに南北に長い6m×36mのトレンチを設定した。なお60グリッドの部分は農道のため調査不可能だった。

第2トレンチ北端部J T-KB-59・60グリッドからはSB 107の東の延長、SD 109の東側、これらより新らしい径2m~3mのピットが検出されている。SB 107の柱穴の一部はSK 113の底面より検出されている。

JK~JS-59・60グリッドにかけては、南北に走る中世の遺物を出土する溝SD 102、須恵器長頸壺を出土したSK 110を検出したのみで他の遺構は見られなかつた。

SD 118の南側を検出すためJK・JL-56~58グリッドを拡張したところ、その東にSK 119・121、SB 122を検出した。SK 119・121は土取り穴と考えられる。

第3トレンチ

台地中央部の遺構を検出すために第2トレンチに直交するJQ・JR-51~58グリッドに6m×24mの東西に長いトレンチを設定した。

JQ・JR-57・58に南北に走る溝SD 118、JQ・JR-51~53にSK 117を検出す。SK 117は土取穴らしい。その他は小溝やピットが数基あるのみで他に目ぼしい遺構・遺物は検出されなかつた。

第3節 調査日誌

10月21日（火） 雨のち曇

現場の設営、器材整理。規準杭設定No74 (N16,983m, W・E Om), No75 (N16,983m, W 31,925m), No76 (N52,971m, W31,925m), No77 (N52,971m, W68,455m), No78 (N86,341m, W68,455m), No79 (N120,000m, W68,455m), No80 (N120,000m, W74,375m), No81 (N120,000m, W86,577m), No82 (N120,000m, W34,430m)。第1トレンチ、N区JT・KA-62~71を設定。

10月22日（水） 晴、一時曇

第1トレンチ表土剥離開始、30~50cmで黒色の遺構検出面に至る。JT・KA-68~71グリッドで掘立柱柱穴、溝検出。遺構埋土は黒褐色~暗茶褐色でロームブロックを含むものもある。

10月23日（木） 晴

JT・KA-62~65グリッド表土剥離、掘立柱柱穴群検出。JT-62~65に並ぶ柱穴はJT-65に北に折れ、東西4間以上、南北2間以上の建物となるらしい。KB-62~65グリッド設定。

10月24日（金） 晴

KB-62~65グリッド掘り込み。フワフワの新しい埋土を有する溝検出し、上面を掘り込む。建物は南北2間で北柱列は溝に切られている。KA-69・70グリッドの大きな落込み掘り込み。

10月27日（月） 晴、一時雨

規準杭設定No83 (N120,000m, W39,000m), No84 (N129,000m, W48,000m), No85 (N84,000m, W48,000m)。JK~KB-59, 60に第2トレンチ設定、JS~KB-59・60グリッド表土剥離。JT・KA-69・70グリッドの柱穴列精査。

10月28日（火） 晴、時々雨

JT・KA-68~71グリッド精査、柱穴列東の落ち込みは溝となり柱穴群の前で切れている。柱穴群は「門」の一部になるらしい。第2トレンチJQ~JS-59・60グリッド表土剥離、ピット、溝検出。後藤委員指導、県文化財保護審議会委員一行來訪。

10月29日（水） 曇、時々晴

JS-68~71グリッド表土剥離、柱穴群の続きを検出。JO~JQ-59・60グリッド表土剥離、昨日検出した溝はさらに南に延びる。

10月30日（木） 晴

JS-69~71グリッド精査、2~3回の建替えのある八脚門と判明。第2トレンチ精査。

10月31日（金） 晴

JS~KA-69~71精査、一本柱列西側の溝掘り込み。第2トレンチをJJ-59・60に拡張。

11月4日（火） 晴

JS~KA-70・71グリッド精査、柱穴一部掘り込み。JS-63~66グリッド拡張、柱穴検出。

11月5日（水） 晴

JS~KA-70グリッド精査。JS-62~65グリッド精査、柱穴は建物の廊と判明。

11月6日（木） 晴

門S B104、一本柱列S A106掘り込み。第3トレンチJ R・J S-55・56グリッド表土剥離。

11月7日（金） 晴

S B104切り合い確認作業。第3トレンチJ R・J S-53・54グリッド表土剥離。

11月10日（月） 晴

J R-69～71グリッド表土剥離、精査。門全体を検出し略測図作成。J R～K B-62～66グリッドの建物群精査。

11月11日（火） 晴

第1トレンチ全面精査。S B104は2回、S A106は4回の建替えと判明。

11月12日（水） 晴

S B104 S A106精査。S B105掘り込み。SD109精査。

11月13日（木） 雨のち晴

午前中雨のため図面検討。午後現場で指導員の指導を受ける。午後2時よりNHK取材。

11月14日（金） 晴

S B111・120・121・SD109精査・切合い確認。J R～K B-62～71グリッド造り方設定。

11月17日（月） 曇

J R～K B-62～71グリッド清掃・写真撮影。SK110掘り込み。J R～J S-55～58精査。

11月18日（火） 晴

J K～KA-59・60・J R・J S-51～58グリッド精査。S B104付近写真撮影。O区～J Q～J R-81・82グリッド設定、掘り込み開始。坪井委員着。

11月19日（水） 晴

J R～K B-62～71グリッド実測。SK113掘り込み。坪井委員の指導を受ける。

11月20日（木） 晴

SD102・SK114・115掘り込み。J Q・J R-81・82グリッド精査。実測継続。

11月21日（金） 晴

SD102 S K117掘り込み。J Q・J R-81・82グリッド精査。実測継続。

11月25日（火） 曇、時々雨

SD102・118、SK117掘り込み。

11月26日（水） 雨のち晴

S B105付近遺構を再精査、ダメ押しを行なう。S B104実測。

11月27日（木） 晴

昨日同様S B105付近再精査、S B104実測。

11月28日（金） 曇

S B105付近再精査、S B104、S A106実測完了。第2・3トレンチに造り方設定。

11月29日（土） 曇のち晴

午前中全体清掃、第2・3トレンチ実測。午後現地説明会。

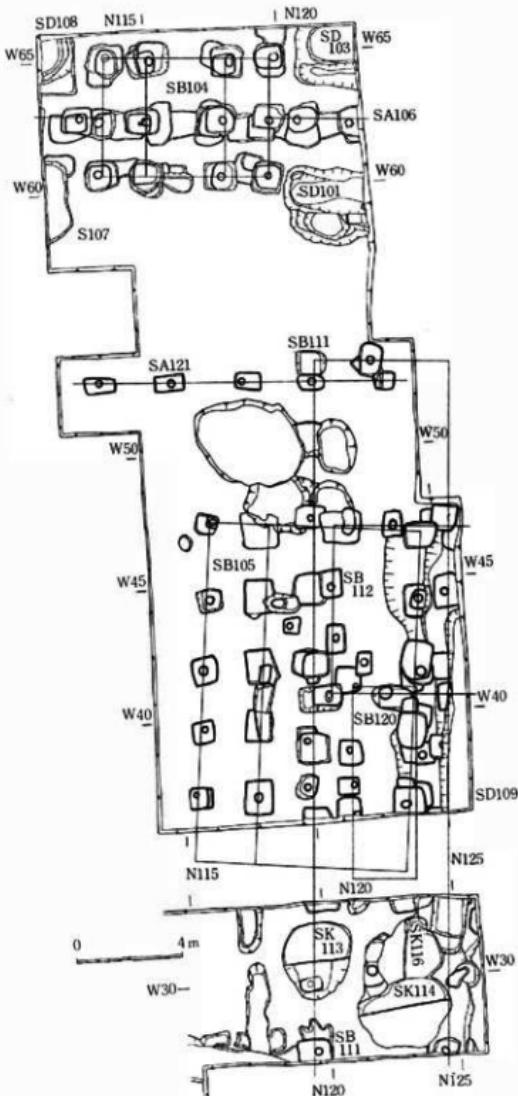
12月1日(月)～12月5日(金)

第2・3トレンチの造構実測。

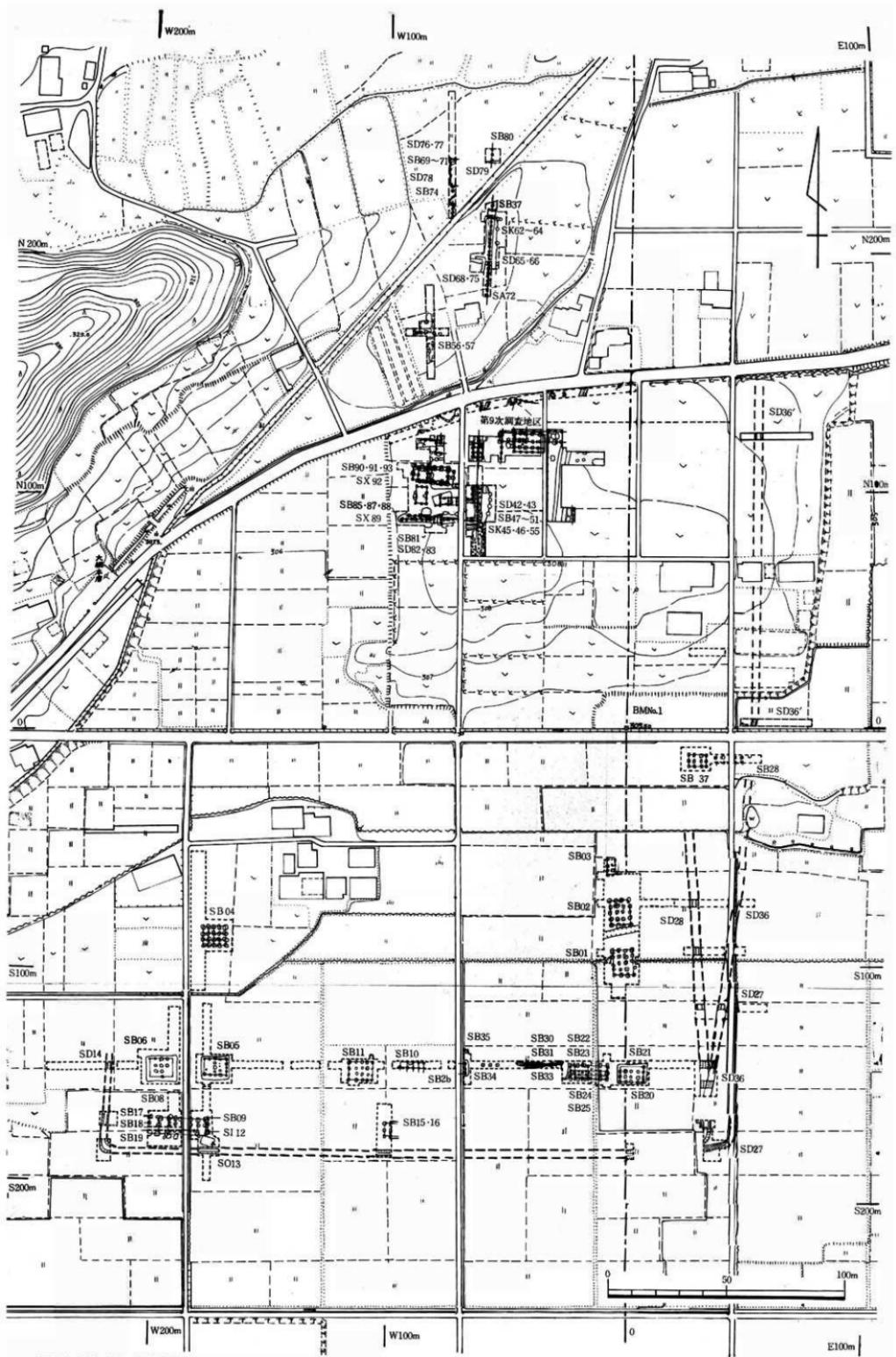
S B104・S A106断ち割り。S B

105付近の細部検討。12月5日午後

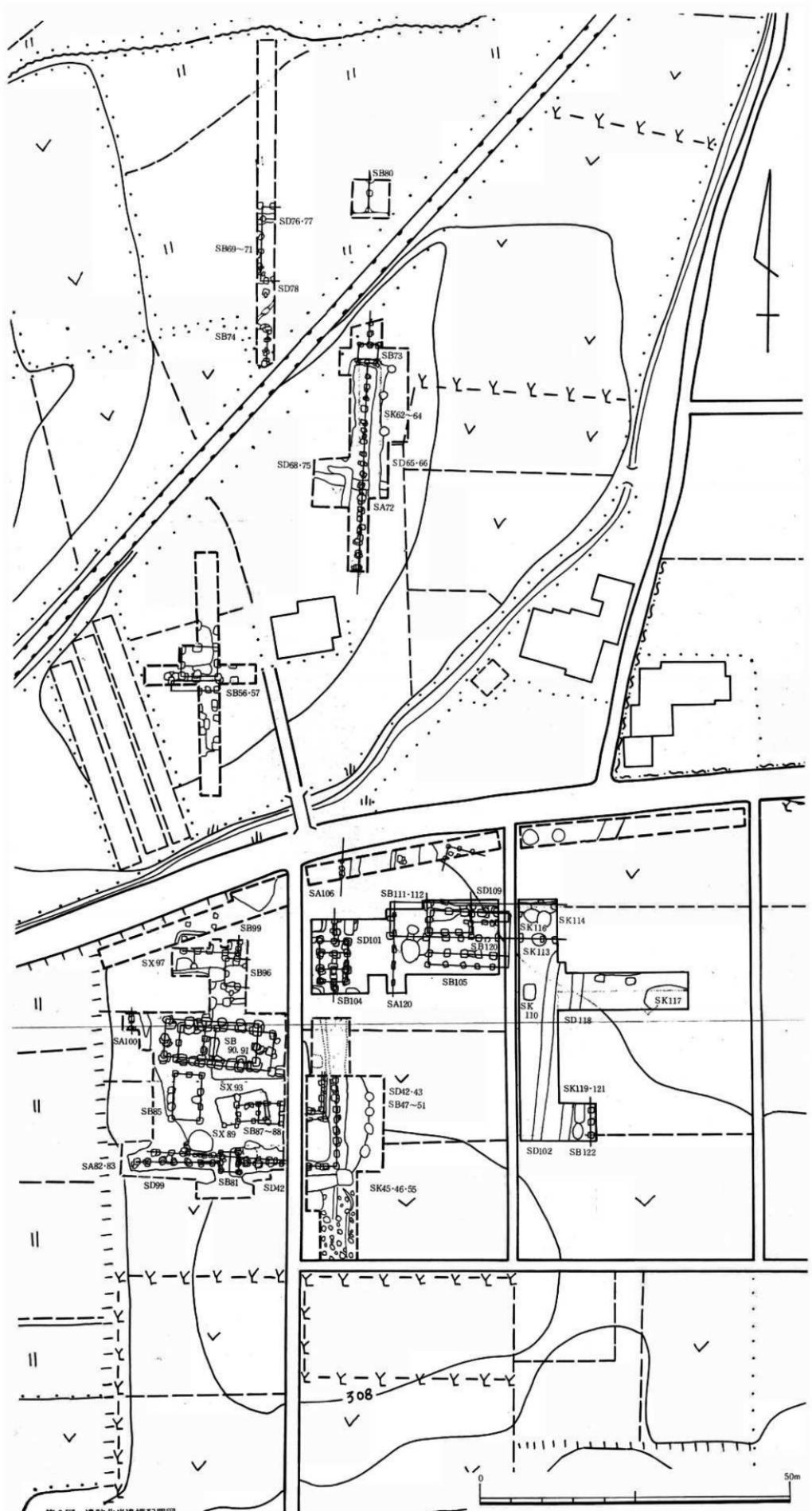
撤収。



第3図 第1トレンチ造構配置図



第1図 道路全図・造構配置図



第2図 遠藤北半造橋配置図

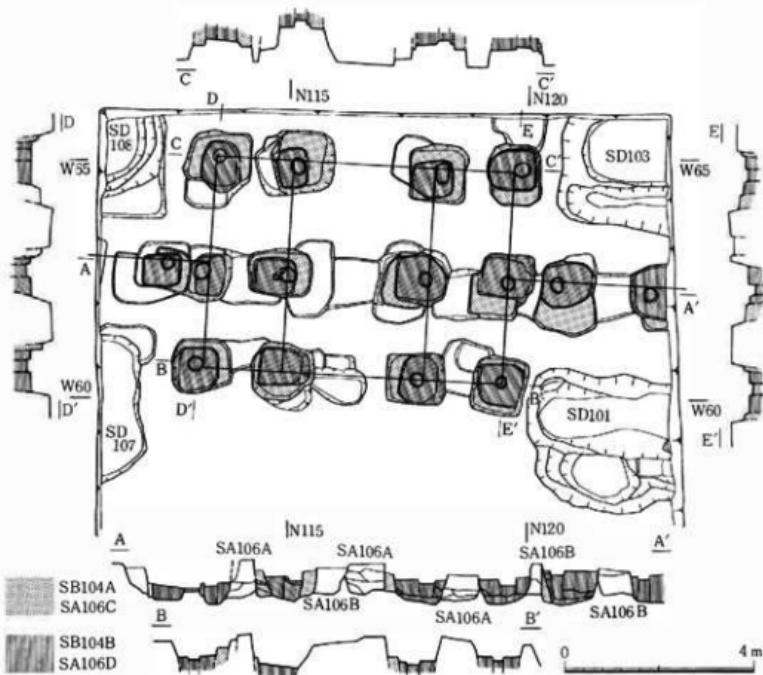
第2章 発見遺構

第1節 建物跡

S B104 (第4図 第3・4図版)

N区J R～KA-70・71グリッドより検出された東西2間、南北3間の総柱の掘立柱建物跡である。この建物は建替えが行なわれており、A(旧)・B(新)の2期に分けることができる。A期の掘り方は一辺1m～1.3mの方形又は長方形を呈し、ローム粒子を含むややしまりの悪い暗茶褐色土が埋められており、柱痕はB期の柱穴の掘り方に切られて残ってない。これはB期の柱穴の掘り方が大きく重複しているため、柱位置はB期のほぼ同じと考えられる。

S B104 Bの柱穴はS B104 Aの柱穴を切っており、北妻中央とその南の柱穴を除く全てがA期の柱穴に納まるような形で切っており、一辆60cm～1.1mの不整方形を呈し、黒褐色の軟質土が



第4図 S B104 S A106

埋められている。柱痕は東側柱の南から2番目を除いて径25cm~40cmのものが全てに見られる。柱間隔は柱痕の中心で梁行が南妻で東から2m+2.4m、次が約2.1m+2.3m、次が2.1m+2.3m、北妻が2.15m+2.4mとなり、柱痕の端まで加えて考えると7尺5寸(2.25m)等間と考えられる。桁方向は東側柱が南より約1.8m+約2.9m+1.75m、中央列で1.8m+2.9m+1.75m、西側柱列で1.7m+3m+1.7mとなっている。この柱痕の位置にはややばらつきがあり、中央が10尺とすれば両側は5尺5寸が一番落着きがよいようである。

この建物は桁行の中央の柱間が広く、建物前面では大溝が切れ土橋状になっており、この溝に沿った一本柱列も取り残しておらず、桁行5尺5寸+10尺+5尺5寸、梁行7尺5寸等間の八脚門と考えられ、桁行方向がN-3°-Eとなっている。時期はS B104Aの埋上から回転ヘラ削り再調整のある内黒土師器の杯破片が出土しているので9世紀以降と考えられる。

S B105建物跡（第5図 第5・8・9図版）

J S~14B-62~65グリッドより検出された東西棟である。身舎西妻2間、北側柱列4間分、南入側柱列4間分、南廊柱列4間分を検出した。東妻柱列は農道の下になっているため調査できなかったが5間×2間の身舎に南廻を付けた建物と見られる。身舎の柱穴は120cm×80cm前後の長方形、廻のそれは一辺80cm前後の略方形を呈する。壁は垂直に掘り込まれている。柱は直径20cm前後の丸柱である。南廊柱列で柱痕跡の心・心で西より3.0m、2.55m、2.2m、2.55mを測り、柱間は10尺、8尺、7尺、8尺(+10尺?)で計画されている可能性が強い。建物方向はN-83.5°-Wである。本建物跡はS B120、S B112、S B111と重複しており、切り合い関係からこれらの中で最も新しいものと判断される。

S B111建物跡（第5図 第5・8・9図版）

J T~K B-59~66グリッドより検出された長大な東西棟で、梁行2間、桁行9間以上である。柱穴は一辺1.2m前後の略方形を呈し、壁はやや斜めに掘り込まれている。柱は直径25cm前後の丸柱である。柱痕跡は約半数の柱穴で検出されたにすぎず、柱間寸法は検討できなかった。建物方向はN-86.5°-Wである。本建物跡はS B120、S B112、S B105、S D109と重複しており、切り合い関係からS B120、S B112より新しく、S B105、S D109より古いものと判断される。

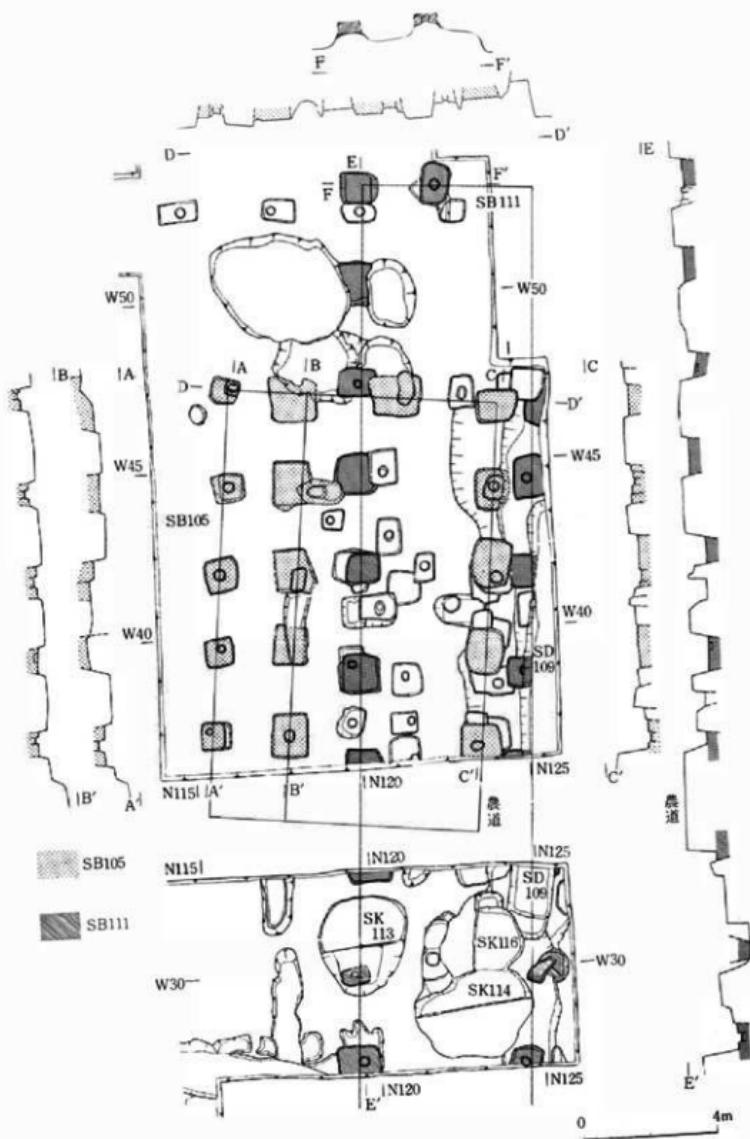
S B112建物跡（第6図 第5・8・9図版）

J T~K B-64~65グリッドで検出した東西3間、南北2間以上の掘立柱建物跡で、南北軸はN-3.5°-E方向を示す。S B120を切り、S B111に切られているのでこの両建物の中間的時期に位置する。柱穴の掘り方は一辺0.7~1.55mの長方形を呈し、柱痕は32~42cmの円形状を示している。

柱間は、南妻で東より2.2+2.1+2.1m、平均2.1mであり、東西の両柱列のそれも2.1mと考えられることより、この建物跡は7尺等間のものであるといえよう。

S B120建物跡（第6図 第5・8・9図版）

J T~K B-62~64グリッドより検出された東西13間、南北1間の掘立柱建物跡であり、南北軸は、N-3°-E方向を示している。S B112建物跡に切られており、これに先行するものと考えられる。東妻は未調査であるが、これ以東には本建物に対応する掘り方がないので3間×1間



第5図 SB105 SB111

の東西棟とした。柱穴の掘り方は一辺0.96~1.35mほどの方形を呈し、柱痕は20~32cmの円形状であり南柱列にはすべて存在する。

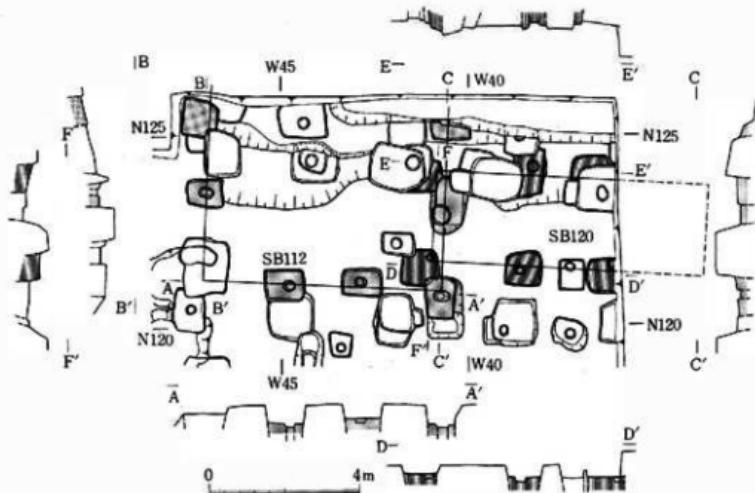
柱間は、南柱列で2.4+2.4mを計り、西妻のそれは2.45mと推定され、全体としては8尺等間の建物跡と考えられる。

第2節 一本柱列

S D106 (第4図 第3・4・6・7図版)

J R~K A-70・71グリッドより検出された南北に走る一本柱列で、3回の建替えがありA~Dの4時期がある。S A106Aは1m×1.3~1.4mの南北に長い柱穴でロームブロックとロームブロック混り黒色土が交互に埋められている。Bは東西に長い柱穴が見られ、ローム粒混り黒褐色土のみが、上部にはロームブロック混り土が埋められている。C・DはそれぞれS D104A・Bに対応する埋土である。

これらの4時期のうちA・B期は一本柱列のものので、柱間隔はAは柱穴中心で2m~2.2mである。Bは残存が悪く不明であるがAに近いものであろう。ともかくS A106A・BはS B104以前の時期は閉じた一本柱列だったと考えられる。この一本柱列は51年度調査のS B47・48の延長上にあり、方位はN-3.5°-Eを示している。



第6図 S B 112・S B 120

S A100 (第12図)

J Q・J R-83グリッドより検出された一本柱列らしい柱穴列で、柱穴は約40cm×60cmの不整形で、抜き穴を伴なっている。第8次で一部検出し、切り合いとしたのはこの抜穴である。柱間隔は6尺か7尺であろう。

S A121 (第7図)

J R-K A-68グリッドより検出された一本柱列跡で、柱穴は東西50cm~70cm、南北80cm~1.2mの長方形を呈しており、柱間隔は南北より柱痕の中心で2.7m+2.7m+2.65m+約2.7mとなり9尺間と考えられる。方位はN-3°-EでS B120と同方位を取っている。一部でS B111の柱穴と接しているが、切合は不明である。

S A122 (第10図)

J J・J K-57グリッドより検出された南北に並ぶ3個の掘立柱柱穴である。1.1mの方形又は円形の柱穴で、3個とも柱痕は見られる。柱間隔は南北より2.1m+2mであり7尺間と考えられる。方位はN-12.5°-Eであるが、東に延びて建物になるかも知れない。

第3節 溝 跡

S D101 (第7・8図 第6図版)

K A-69・70グリッドより検出された大溝跡で、S A106の東側に沿った溝跡である。南端はS B104北妻の東柱の近くで終っておりS D125との間(S B104の正面)は土橋状になっている。

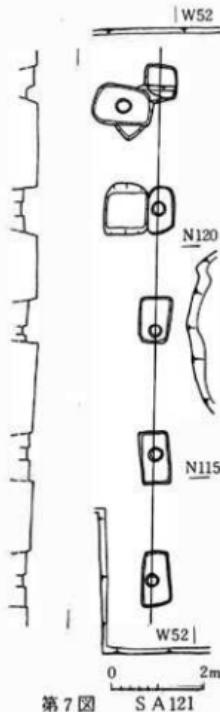
溝上半部の東半分、及び西壁の一部は耕作(ℓ-1)及び後世の掘り込み(ℓ-2)により搅乱を受け正確な上幅は不明であるが上幅約1.8m~2m、下幅95cm~65cm、深さ1.3mを測る「U」形の溝である。底面近くに若干残り東壁及び西壁に一部くい込んだ形になっているℓ-7は古い溝の痕跡であろう。

S D103 (第7・8図 第6図版)

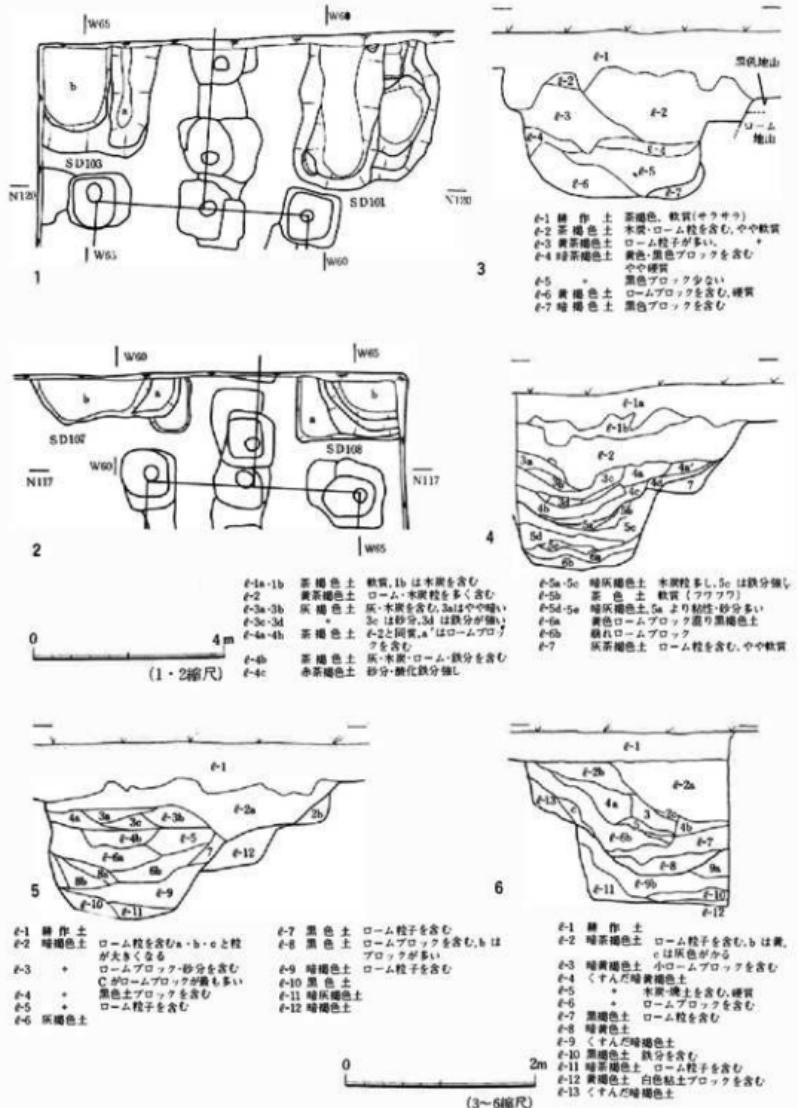
K A-71グリッドより検出された大溝跡で、S A106の西側に沿った溝跡である。南端はS B104北妻の西柱の近くで終っておりS D124との間は開いている。西壁の部分はグリッド外で不明であるが、東側はℓ-7の上で段が付いたような形を呈している。これは古い溝SD103aが埋り切らない時点でℓ-7の上から新しいSD103bを掘り込んだためこのような形になったものと考えられる。上幅は不明であるが約2.5m、ℓ-7の上面では1.5m~1.6m、深さ1.5mを測る。堆積は自然堆積で、ある時点では溝が滯水していたらしい鉄分を含む粘土質土・砂質土がℓ-3~5に見られる。ℓ-3・4は砂質土が多く、ℓ-5は粘性が強いのでℓ-4とℓ-5の間に大きく上層・下層に分け遺物は取り上げた。

S D108 (第7・8図)

J R-71グリッドより検出された大溝跡で、S A106の西側に沿っている。西壁の部分はグリッ



第7図 S A121



第8図 1 SD101・SD103 2 SD124・SD125 3 SD101セクション
4 SD103セクション 5 SD125セクション 6 SD124セクション

ト外だったため上幅、底幅は不明であるがSD103に近いものと推定される。東壁には段があり、SD103と同じように古い溝SD108aが埋まり切る前にℓ-13の上から新しいSD-108を掘り込んだよのと考えられる。深さは1.5mを測り、堆積は自然堆積と考えられるが、ℓ-8とℓ-9の間に堆積の停滯があつたらしい。

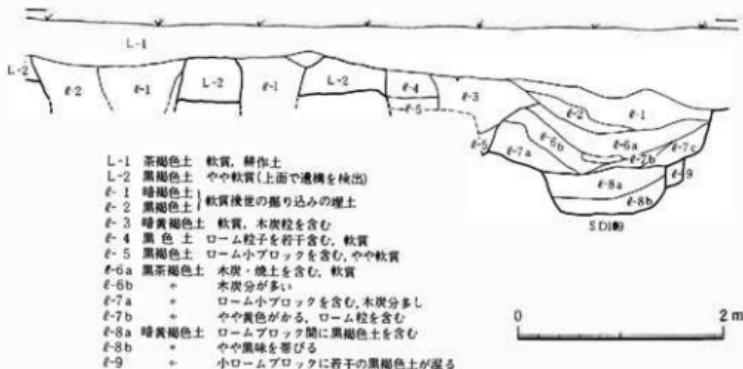
SD107 (第7・8図)

JR-69~70グリッドにかけて検出された大溝跡でSA106の東側に沿っており、SD101同様SB104の前面はと切っている。この溝も2時期あり古い溝SD107a(ℓ-12)を切って新しいSD107bが掘り込まれている。SD107bは上幅1.8m~2m、底幅1.1m、深さ1.2mを測る。堆積はℓ-3~ℓ-11までは自然堆積と考えられる。なおℓ-2bは古いピットの覆土である。

SD109 (第5図 第8・9図版)

KB-60~64グリッドより検出された溝跡で、上半部は後世のフワフワの覆土を有する溝状の掘り込みに切られ上幅は不明であるが底幅はKB-60グリッドで90cmを測る。この溝はSB111~120を切っているので少なくともこの検出面もしくはその上から掘り込まれているので深さは1.2m近くはあったと考えられる。溝中からは9世紀頃と考えられる土師器が多く出土し、杯には、「白」「厨」(第20図)などの墨書きがあるものがある。

溝の上の軟質の覆土を有する溝状掘り込み(ℓ-1~ℓ-8)は、これを除去した段階で建物跡を検出することができるので、これら造構群よりは新しいものと考えられる。



第9図 SD109付近セクション(KA~KB-60グリッド西壁)

S D102・118（第10図 第10-11図版）
 南北に長い第2トレンチからは多数のピットと共に2条の溝跡（S D102・118）が検出されている。2条はほぼ平行しながら南北方向に走り、さらに調査区外へと伸びている。幅はSD102が上端で1.4~1.7m、SD118が1.8~2.3m、底面幅は各々30~50cm、20~50cm、深さ約1.7mと規模的にはほぼ等しい。また、断面形は共に箱蓋研形を呈する。覆土は自然堆積を呈し、4層~5層に大別される。各層にはいずれもローム粒、ロームブロックの混入がみとめられる。出土遺物は極めて少なく、SD102の覆土中から常滑系の陶器が1点、また上層からは馬歯が数点出土している。SD108・112の両者は規模、断面形、堆積状況、走行方向などに共通点がみられ、同時に機能していた可能性をもっている。

第4節 土 拡

S K110（第10図 第11図版）

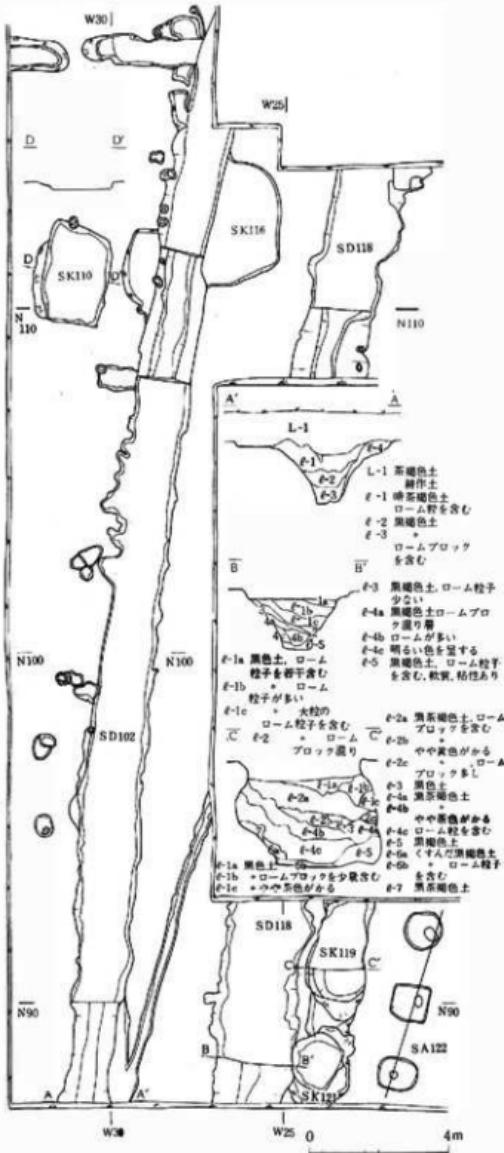
J R-60グリッドから検出されたピットで、2.7m×1.9mの南北に長い不整形のプランを有し、深さは約20cmである。覆土は黒褐色のやや軟質土で、中からほぼ完形の長頸壺（第21図）が1点出土している。

S K113・114・116（第5図）

J T~KB-59・60グリッドより検出された径2.5m~3.5mの不正形のピットで、SK113はS B111を、SK114はSK116を、SK114・116はS D109の上の軟質土の掘り込みを切っており、新しい時期のピットと考えられる。性格は不明。

S K119・121（第10図）

調査区の南端には溝跡と並びSK119・



第10図 S D102・118 S K110・119・121
S A122

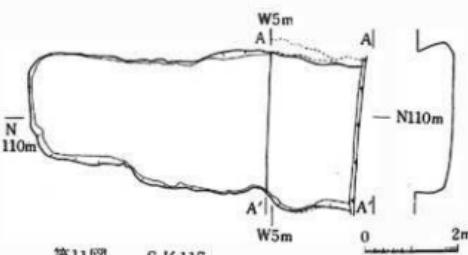
SK121が検出されている。SK119は不整橢円形を呈し長径2.8m以上、短径1.7m、深さは約1.5mを測る。壁はオーバーハングしており、底面は平坦である。覆土にはローム粒が全体的に混入し、層序は自然堆積を呈する。遺物の出土はみられなかった。SK119と共に採土用の土壤と考えられる。

SK117 (第11図 第121図版)

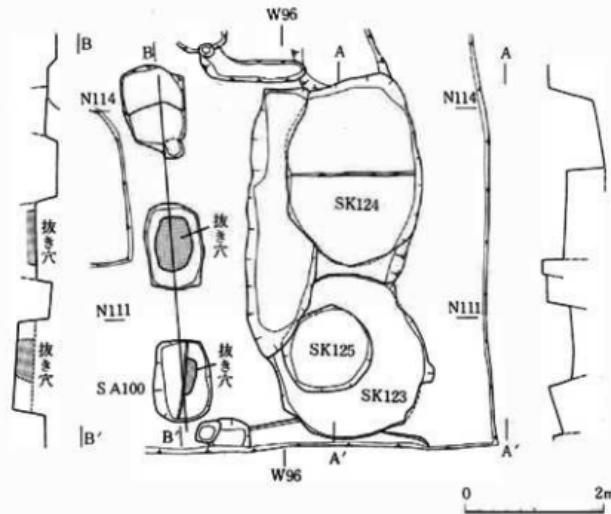
JQ・JR-52~54グリッドより検出された上幅3.3m、下幅3m、深さ80cm、長さ7m以上の溝状のピットで、壁の一部はオーバーハングしている。覆土はほぼ黒一色の軟質土で、底面、壁面近くに一部ロームの大ブロックが見られる。土取り穴と考えられるものである。

SK123・124・125 (12図)

SK123・SA100の東側JQ-82グリッドより検出された2.1m×2.2mのややゆがんだ円形のピットで、東壁の一部はオーバーハングしている。覆土はローム小ブロックを含む軟質黄褐色土である。



第11図 SK117



第12図 SA100 SK123・124・125

S K124, S K123の北JR-82グリッドより検出された1.95m×2.4mの南北に長い楕円形のピットで、南壁と西壁の一部がオーバーハングしており、深さは42cmを測る。覆土はS K123と同様のものであるがやや暗い色をしている。

S K125, S K123を切っている62cm×65cmの円形のピットで、覆土はローム粒を含む粒性ある軟質茶褐色土である。

第3章 出土遺物

第1節 瓦（第13～17図）

今回の調査では瓦は217点出土し、そのうち軒平瓦が3点、平瓦153点、丸瓦28点、不明33点となっている。

軒平瓦（第13図）

3点のうち2点は関和久遺跡Iの分類によれば（以下瓦の分類は「関和久遺跡I」による）重弧文軒平瓦第一類で、瓦当面にロクロ引き重弧文を有するものである。他の1点も額の部分の調整からして同じものと考えられる。このうち1点（第13図2）はSD102より出土している。

平瓦（第14～16図）

153点のうち第I類が18点、第II類が11点、第III類が38点、第V類が47点、第VI類が21点、第VII類が16点となっている。

遺構別ではSD109が第I類1点、第3類4点、第6類4点、第VII類1点、SD102が第1類1点、第IV類4点、SD101が第III類2点、SD103が第VI類2点、第VI類1点、第VII類1点と溝から多く出土している。建物跡ではSB104の柱穴で第III類1点、SB105の柱穴で第VI類が1点出土している。一本柱列ではSA106Cより第III類が1点、SA106Dより第7類が1点出土しており、建物、一本柱列からはあまり多くはない。

丸瓦（第17図）

丸瓦は28点出土しており、遺構からはSD109から8点、SD103から5点、SB105から1点出土している。これらは全て破片であり全体の形を知り得るものはなかったが、行基葺きと考えられるものの破片が2点（第17図1・2）SD109より出土している。

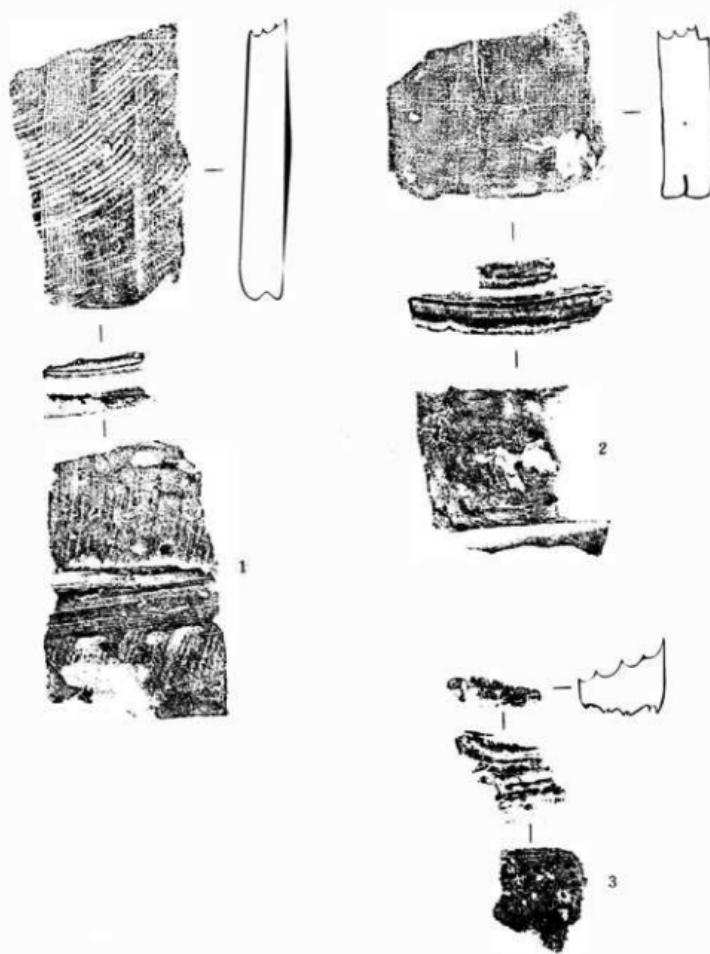
第2節 土師器（第18～22図 第13～15図版）

出土遺物で一番量の多いのは土師器であった。甕はロクロ調整のものと、ロクロを用いないものが混っているが、杯はほとんどがロクロ調整で、ロクロを用いないものは表土から若干出土し、SD103より1片出土したのみであった。

SB104B建物の柱穴からはロクロ土師器杯1類・2類、須恵系土器らしきものの破片が出土しているが、実測できるものはなかった。

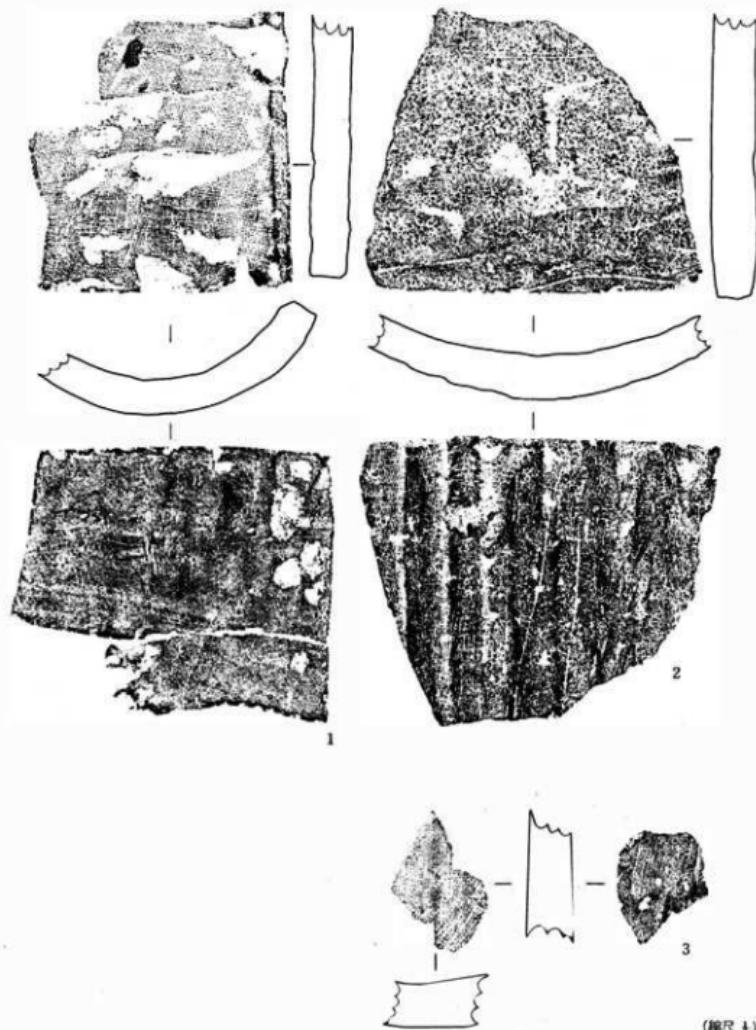
SA106Dからはロクロ土師器杯1類、SA106Cからは国分寺下層式らしい破片が1点づつ出土しているが、小片のため実測はできなかった。

SD101からはロクロ土師器杯1類・2類・5b類が出土しており「①」（2類）（第18図1）、「文」

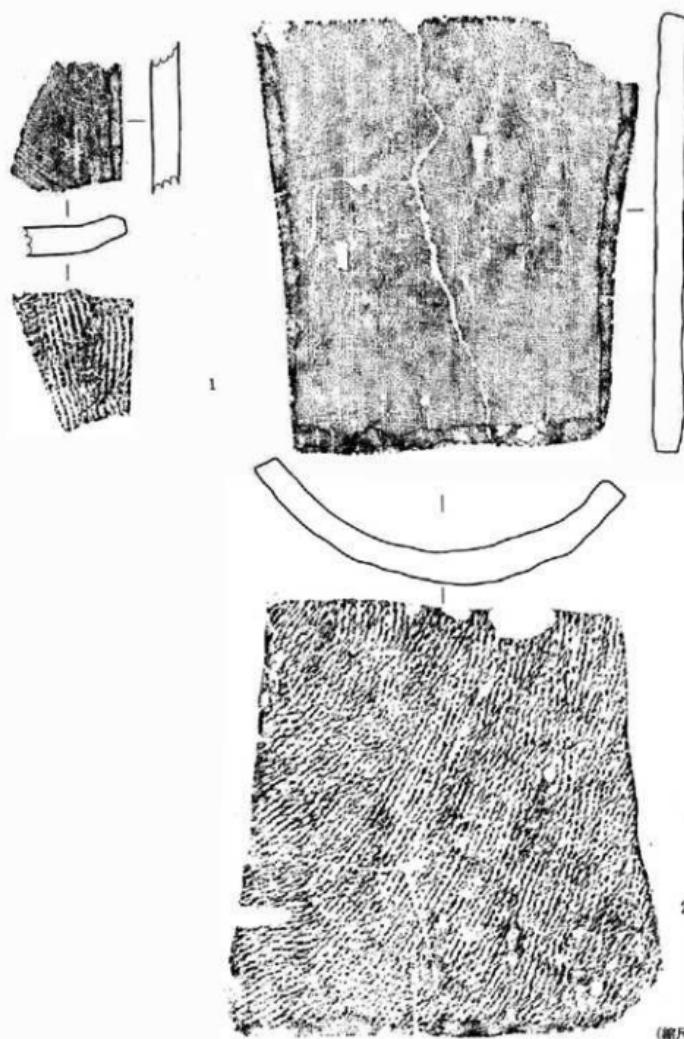


(縮尺 1)

第13図 軒平瓦 1・3 表土出土 2 SD102出土

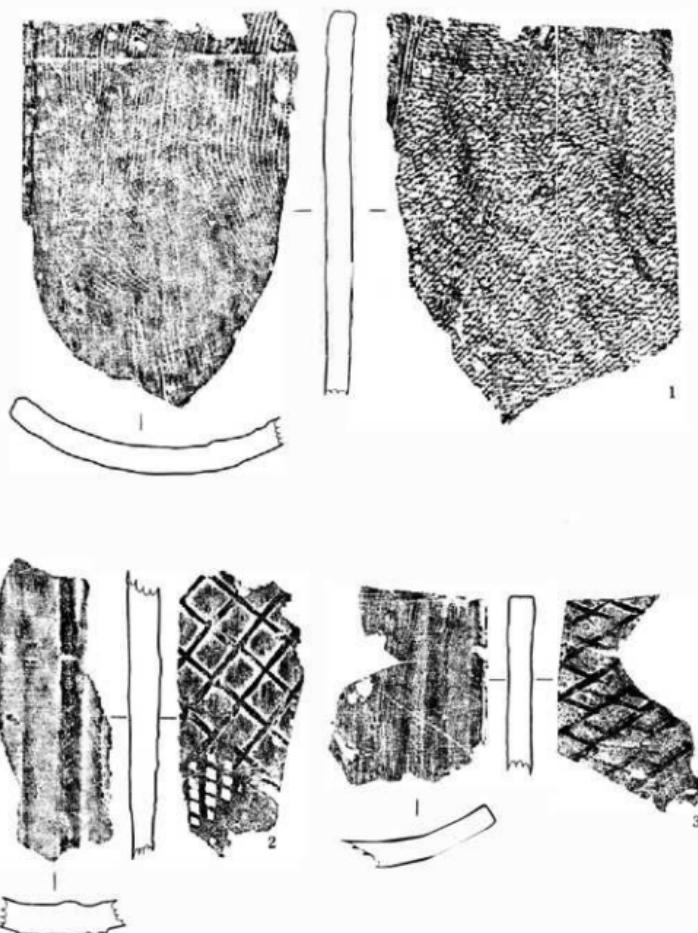


第14図 平瓦 1 S D109出土 2 表土出土 3 S D103出土
1 第1類 2・3 第2類



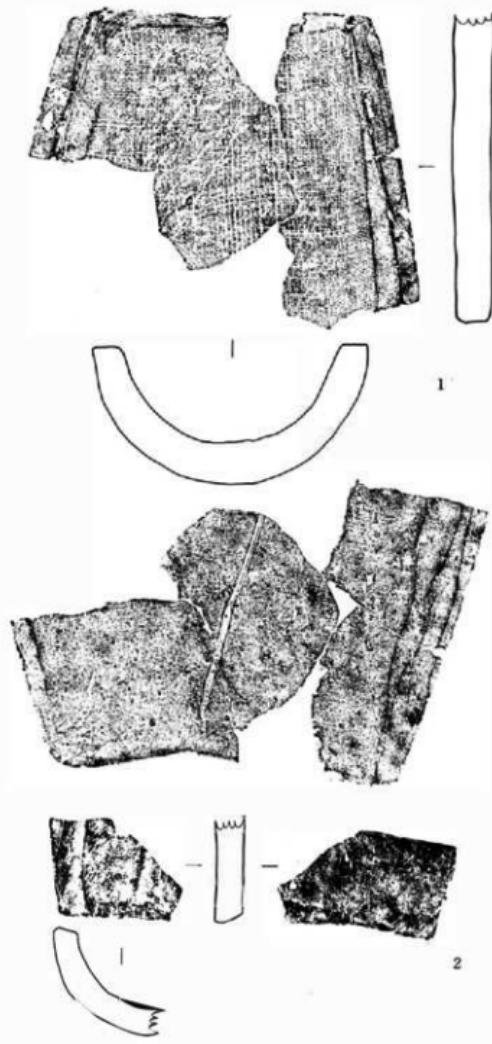
(縮尺 1)

第15図 平瓦 1 SK114出土 2 SK116出土
1・2 第5類



(縮尺 1)

第16図 平瓦 1 表上出土 2 SD109出土 3 表上出土
1 第5類 2・3 第7類



第17図 九瓦 1・2 SD109出土

(縮尺 1)

(5b類)(第18図3)の墨書きがある。

S D103は土器が多く出土し、杯は国分寺下層式の破片・ロクロ土師器杯1類・2類・3c類・5b類と種類も多く、1類では小形(第18図5)のものもある。墨書きは「馬(?)家」(第18図4),「白」(第18図6・7),「古」(第18図8),「厨」(第18図9),「白」「守」の習書のあるもの(第18図10)が出土している。

S D107からはロクロ土師器杯1類・2類・5b類・黒色・表面ミガキの耳皿が出土している。底部に「立」の墨書きのあるもの(2類)(第18図12)が出土している。

S D109上面ではロクロ土師器杯1類(第19図1)・2類(第19図2)・5b類(第19図3), S D109では1類(第19図6~11・第20図1~3)・2類が多量に出土している。墨書きは「白」(第19図1・9・第20図2・3),「厨」(第20図1),「水流」(第19図10),「八十」(第19図11),「李」(第19図4)が出土している。

甕は良好なものはないがSK113からは器形を知り得るものが出土地で、内面はミガキと内黒で、体部下端にもミガキが見られる。

表土からは「屋代」(第22図1),「在=惣?」の破片のある墨書きの杯が出土している。

第3節 須恵器・その他 (第20・21図)

遺構出土の須恵器で器形の判明したものはSB105, SD101・109上面, SK110のもののみである。

SB105の柱穴埋土出土の杯(第21図1)は回転ヘラ削りの底の小さなもので5a類である。体部に「白?」の墨書きがある。

S D101出土の杯(第21図2)は底面に手持ちヘラ削り再調整のある2類で焼成は良好である。

S D109からは回転ヘラ削りのある底面の大きな1類の杯(第21図3),長頸壺の頸部(第21図4)が出土している。

SK110からは、ほぼ1個分の長頸壺(第21図5)が出土しており、僅卵形の体部、細い頸を有し、頸部と体部の間に痕跡的リング状の高まりがある。これに伴って内黒のロクロ土師器杯1類の破片が出土している。

表土出土で器形の知り得たものは返りのある蓋(第21図7), 5b類の杯で底径の小さいもの(第20図8), 底径の大きいもの(第20図9)がある。その他に灰釉陶器(第21図6), 緑釉陶器の破片などがある。

硯 (第20図5・6)

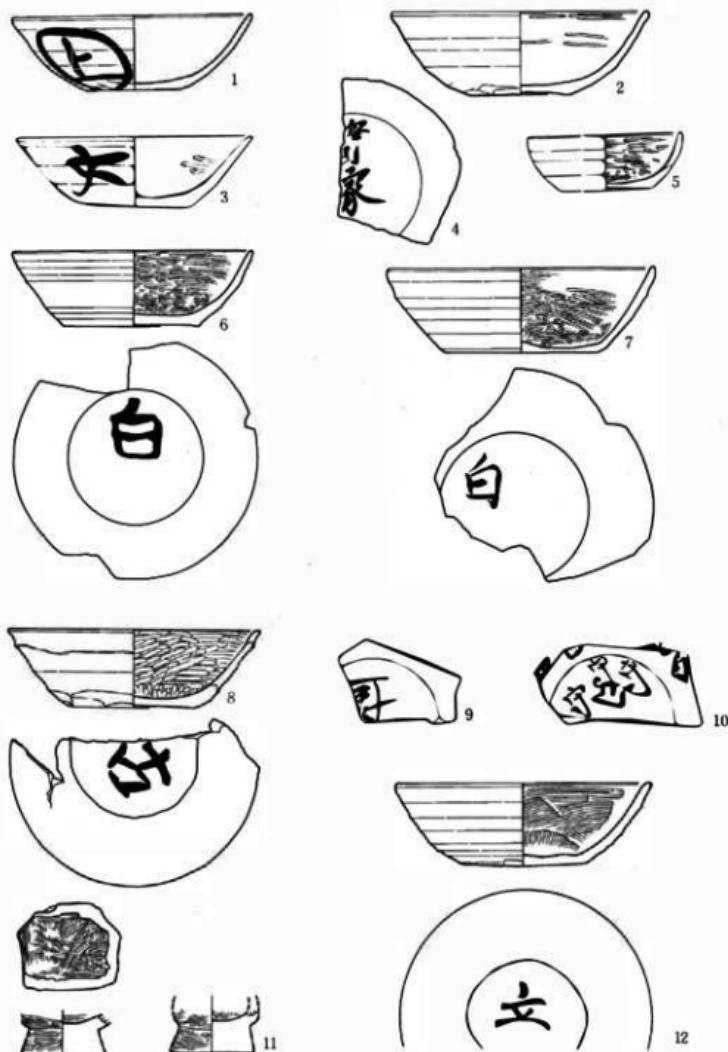
円面硯の脚部破片がSB105とSD103で出土している。

SB105出土のもの(第20図5)は推定で底部18cm, 上面14cm, 高さ8cmの比較的小形のもので、脚のスカシは長方形のものが4個所にあると考えられる。

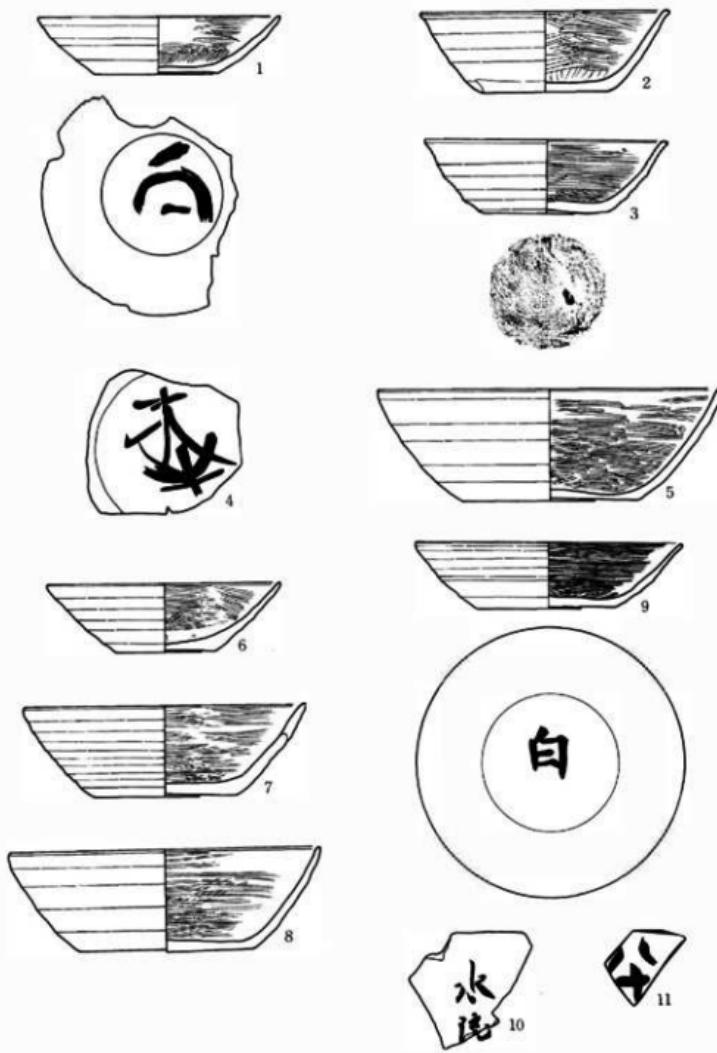
SD103出土のもの(第20図5)は大形のもので推定で底径25cm, 高さ14cm以上あり、脚部には4個所の長方形のスカシと縦方向のスリット状の沈線がある。内側には墨の付着した跡がある。



第22図 1・2 表土出土
1・2 土師器杯片

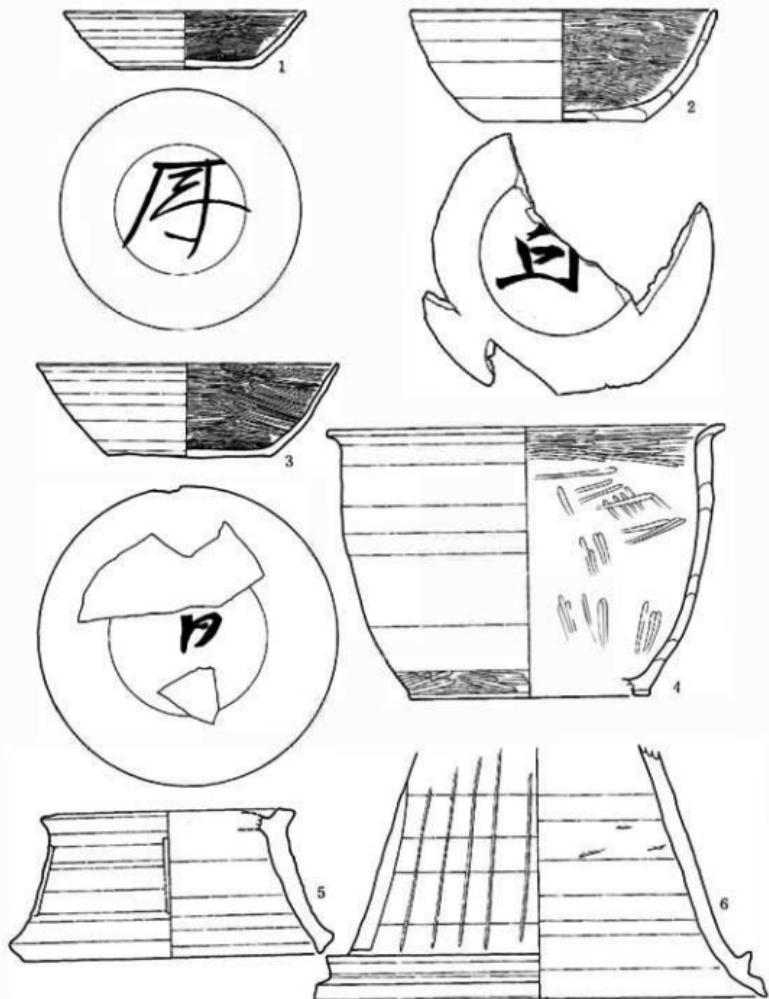


第18図 1~3 S D101出土 4~10 S D103出土
1~10 12 土師器杯 11 土師器耳皿 11・12 S D107出土 (縮尺 1)



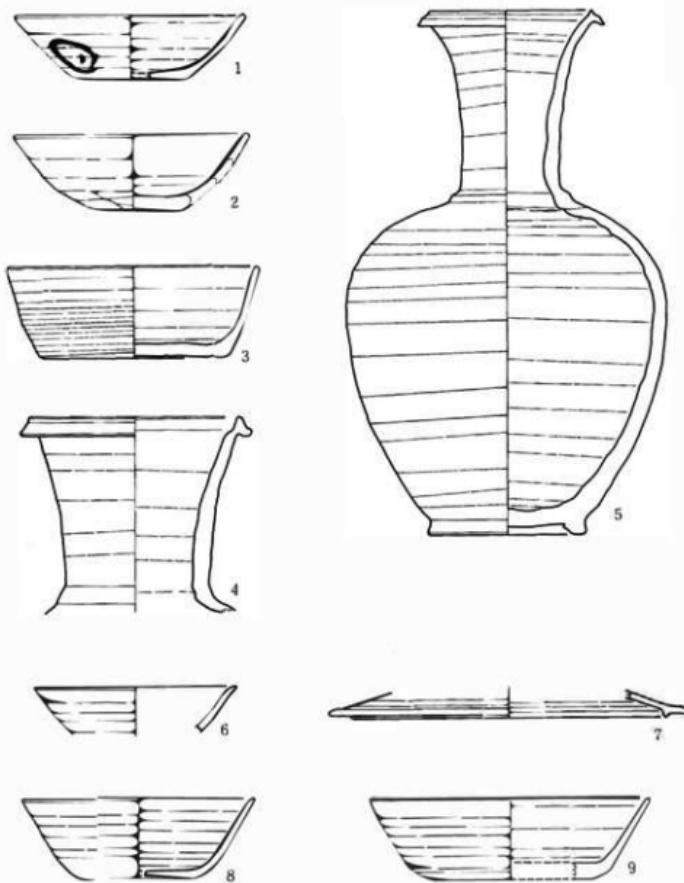
第19図 1~5 SD109上層出土
6~11 SD109出土
1~11 土師器杯

(縮尺 1)



第20図 1~3 SD109出土 4 SK113出土 5 SB105出土 6 SD103出土
1~3 土師器杯 4 土師器甕 5・6 円面鏡

(縮尺 1)



(縮尺 1)

第21図 1 SD105出土 2 SD101出土 3・4 SD109上層出土
 5 SK110出土 6～9 表土出土
 1～3・8・9 須恵器杯 4・5 須恵器長頸壺 6 灰釉陶器 7 須恵器蓋

第4章 考 察

第1節 遺構

本年度の発掘で検出された遺構は第2章で述べたように掘立建物跡5、一本柱柵列4、遺跡7、土塙10である。

掘立建物跡 S B104は桁行3間6.4m(21尺)、梁行2間4.54m(15尺)の東面した八脚門で、その柱間は桁行は5.5+10+5.5尺、梁行は7.5+7.5尺であったと思われる。八脚門は古代の地方官衙、寺院にはもっとも多く見られる門で、東北でも陸奥国府である多賀城、平安時代の出羽国府と見られている城輪柵跡をはじめとして、胆沢城跡、徳丹城跡、志波城跡に擬定されている盛岡市太田方八丁遺跡、陸奥国加美郡家跡かと思われる宮城県中新田町の城生柵跡、多賀城廃寺跡、陸奥国分寺跡などにその例があるが、開和久遠跡で八脚門跡が発見されたのは9年間の発掘を通じて今回が最初である。この門はその妻の中央の柱にとり付いている柵列SA106の南への延長が約33mのところで西に折れてS A83となり、西側を南北に走るS A100とともに中に建物群を囲んでいるところから、この建物群中でもっとも大きいS B91、あるいはS B90を盟主とする建物群のある一区画(院)の東門であろう。しかも注意すべきことはこの区域の南門S B81より大きいことである。昨年発見された南門S B81は桁行1間3m(10尺)、奥行2間3.6m(12尺)の小さい門にすぎなかった。東門がもっとも大きいということは、これがこの院の正門であったことを意味する。

しかしこの門は最初から柵列SA106に伴っていたものではなく、第2章第2節に述べてあるようにSA106Cの時に出来たものである。その時期はこの門の一番古い掘り方から回転ヘラ削り、再調整のある内黒の土師器が出ていることから9世紀以後と考えられる。これに対して柵列SA106A・Bはその掘り方からは国分寺下層式の土師器破片が出ているから8世紀に遡るものである。このように8世紀には東門ではなく、ここに柵が通っていたとすれば、この院への出入はどこからしたであろうか。院の南側の柵には四脚門S B81があるが、この門はいまのところその出土土器から10世紀以降のものと考えられるから、それ以前はS B81に近い位置に柵列SA83に控柱のない幅10尺の柵門があって、そこが入口であったと考えられるのである。柵列106と平行して東側に存在する遺跡SD101-107、西側に存在するSD103-103は八脚門の前後はとぎれて通行可能になっている。おそらくこの溝はS B104がつくられた時に掘られたものであろう。

S B104以外の本年発掘された建物はすべてS B104の東にあり、すべて重複していく時期を異にして存在したものであることが明らかである。その新旧の順序が、SB120→SB111→SB112→SB105であることは前章第2節に述べられている。その中で注目すべきものはSB111とSB105である。

SB111は桁行9間約29m(95尺)、梁間2間4.88m(16尺)の細長い東西棟で、屋根は切妻であった。このように梁行が2間で、桁行が9間を越える長大な建物で、しかも内部の棟通りの柱跡を欠いているものは、平城宮内裏外郭の官衙地区にあるSB540(桁行18間、52.33m、梁行2間5.88m、東西棟)を最大として、下野国府東・西協殿(桁行13間44.8m、梁行2間4.8m、南北棟)、平城宮内大膳職跡のSB143(桁行13間39.39、梁行2間6.06m、東西棟)内裏北裏官衙地区のSB585(桁行13間

38.35m, 梁行2間5.9m, 南北棟), 伯耆国東・西脇殿(桁行13間37.05m, 梁行2間6.06m, 東西棟), 美作国久米郡家跡とされている岡山県久米郡宮尾遺跡の建物I(桁行12間約27m, 梁行2間約3.8m, 東西棟), 同国勝田郡家跡と推定されている岡山県勝田郡勝間田遺跡の建物I(東西棟), III, IV建物(桁行9間約20m, 梁行2間約5m, 南北棟), 築後国御原郡家跡とされている福岡県小郡市小郡遺跡の807・808建物(桁行9間23.4m, 梁行2間5.2m, 東南向)などが知られており, 東北でも閑和久の他に本年発掘され, 玉造柵跡と推定されている宮城県古川市の名生館遺跡のSB05(桁行9間20.5m以上, 梁行2間3.6m, 南北棟)がある。多くは国府, 郡家など地方官衙遺跡の中軸部に位置する建物跡である。「上野国交替実録帳」の新田郡の郡庁のところに「西長屋」「南長屋」とあるのはこのような細長い建物を指したものであったかも知れない。

SB105は東妻の柱穴が農道の下になっているらしく, その位置の確認はできなかったが, 農道以東にはみ出でてはいないから桁行5間約13m(43尺), 梁行3間8.5m(28尺)南廻付ぐらゐの建物と見てよいであろう。閑和久で廻付の建物跡が発見されたのもこれがはじめてである。5間2間の身舎に片廻のついた建物跡は平城宮大膳職跡のSB285(13.37m×9.50m, 南北棟), SB413(11.88m×8.52m, 東西棟)などに見られるところであるが, 地方官衙では多賀城でもっとも重要な建物である政庁政殿は第Ⅱ期(8世紀後半, 780A・D以前)以後は7間4間の礎石建物に改っているが, 第Ⅰ期には桁行5間19.3m, 梁行2間5.9mの身舎に幅3.25mの庇がついた掘立建物であった。郡家で藤河国志太郡家跡であることが間違いない静岡県藤枝市御子ヶ谷遺跡中の最大面積をもつ建物であり, しかも柵列によって囲まれていて, 郡家においてもっとも重要な建物すなわち郡庁であったと思われるSB20が5間8.95m, 3間6.75m南廻付の建物である。これで見ると5間3間片廻付というのもも地方官衙では格の高い建物であったらしい。

時期を異にするとはいっても, 閑和久で今まで発見されたもののうち最大のSB111および唯一の南廻付の建物SB105がこの地区にあることはこの地域に閑和久遺跡, すなわち白河郡家で重要な位置を占める庁舎のあったことを示している。この附近から白河郡を意味するものと思われる「白」の墨書きのある土師器が多量に出土することもこの附近が白河郡家の中枢であったことを示している。昨年度の概報では閑和久遺跡の南北中軸線上に南門をもつ柵列によって取囲まれた建物SB91・90などをもって郡の政治を行なった郡庁跡である可能性あるものとしたが, 本年度の発掘によってSB91・90より大きいSB111および閑和久遺跡において唯一の南廻付建物が検出されたことによって, こちらの方が郡庁跡である可能性が強くなった。SB91・90などのある一画(院)の東門SB104が八脚門で南門よりも大きいことも東側からの出入が重んぜられたためと解するならば, その門の東に位置する大きな建物こそ郡庁の建物たるに適わしい。SB105は今年度発掘地域内のもっとも新しい建物であるが, その時期は八脚門SB104Aのつくられた時期とはほぼ同じであることが出土器によって知られる。

SB105の西側を南北に走る柵列SA121は柱間2.7m(9尺)等間隔の1本柱列であるが, 南北端がまだ発掘されていないので, 単なる目隠柵的なものか, あるいは柵列SA106にほぼ平行し, 南北において東に折れて, SB105・111などの建物を囲んだ柵であったのかまだ判明していないし, 切合がないのでまだ時代も不明である。将来の発掘によって, これが東北に折れまがっていてSB105などを囲む柵の一部である事が判れば, 柵によって囲まれた区域を集解儀制令五行條に郡院とあるものに比定することが出来よう。

第2節 出土遺物

瓦 今年の調査で比較的まとまった量があるのは平瓦のみであるが、その量を見るとⅢ類とV類とで153点中85点と半分以上を占める点は昨年の第8次の地点と同じ傾向を示すが、平瓦のみでも昨年の約2.5倍、総量で約2.7倍と面積に較べ多くなっている。

また総量217点中約130点が第1トレンチとその付近から出土しており、建物の集中地点に比較的瓦が多く分布していると考えてさしつかえないであろう。

焼け瓦はⅢ・V・Ⅳ類に多く見られるが、これは出土量に関係があると思われる。

土器類 今年度調査地区からは土師器、須恵器、灰釉陶器、綠釉陶器、須恵系土器らしきものが出土している。量的には土師器が多く、須恵器がそれに次ぎ、その他はほんの少量である。

土師器で器形が判明したのはほとんどが杯で、これらは大部分が内黒・ロクロ調整で、表衫入式のもので平安時代に属するものである。それに一部で国分寺下層式が見られる程度である。

遺構出土の土師器は主にSD101・103・107・109と溝に多く見られ、しかも杯が多い。これらを技法別に見るとSD101では1・2・5b類、SD103では1・2・3c・5b類、SD107では1・2・5b類、SD109上面では1・2・5b類、SD109では1・2類がある。しかもこれらのうち1類が多く、2類がそれに次ぎ、3c・5b類はかなり少なくなっている。この土器のうち、1類、及び2類の一部の組合せは9世紀前半頃の時期と考えられるものであり(註1)、3c類もこの時期に伴なう可能性が強いものである。また5b類は10世紀頃のものと考えられるので、これらの溝は9世紀から10世紀にかけて役目をはたしていたものと考えられる。

したがってSD109に切られたSB111・112・120建物跡は8世紀代のものといえよう。

またSD101・103・107はSB104に伴なうものであり、出土土師器からも9世紀から10世紀頃の門といえる。したがって、SB104に取り巻くSA106C・Dも同時期といえる。それ以前のSA106A・Bは門の部分が閉じており、溝以前の時期つまり8世紀代である可能性が強いといえる。

また今回の調査では墨書き土器が多いのが特徴といえる。総数で58点あり、そのうち「白」が31点、「上」又は「上」3点、「厨」2点。その他に「屋代」・「水流」・「水」・「枕?」・「文」・「驕家」・「白」・「守」の習書などがある。種類、量とも今回が一番多く、ほとんどが第1トレンチ付近の約500m²の範囲に集中しているのも特徴といえる。また県道拡幅工事に伴なう調査で多くの「白」の墨書きを出土したのは第1トレンチの約10cm北側である。したがって第1トレンチ付近は墨書きが集中して出土するような性格の地域であったと考えられる。これら墨書きのうち「白」は郡名、「厨」は遺構の性格に関係するものであろう。「驕家」・「屋代」は『和名類聚抄』の白河郡の郷名に、「驕家」・「屋代」(註2)があるのでそれに関係するものと考えられる。

「水流」はSD109出土のもので、水野正好氏によれば(註3)、多賀城周辺で出土しているような人面壺繪は疫病のため水に流したものとされている。これも、このような呪術に関連したものかも知れない。すると「在」(枕?) = 「怪」も同様のものであろうか。

須恵器 遺構出土で器形が判明したのはSB105・SB119出土の杯と、SK110出土の長頭壺のみであった。

S B105のものは5a類であり、回転ヘラ切り底のものは8世紀後半～9世紀始め頃に位置付けられており、この建物もこの時期以降のものと考えられる。

S B110出土の長頸壺は体部が倒卵形を呈し、また内黒のロクロ土師器1類を伴なっていることから9世紀のものであろう。

返りのある蓋の破片は今回も2点出土しているが、伴なう遺構は検出できなかった。

(註1) 木本 元治 「輶轄土師器一杯形土器について一」『福島県における土師器編年試論』
福島県考古学会 昭和51年

小笠原好彦 「東北地方における平安時代の土器について二、三の問題」『東北考古学の諸問題』 昭和51年

(註2) 池邊 翯 「和名類聚抄郷名考證」 吉川弘文館 昭和41年

(註3) 水野 正好 「祭礼と儀礼」『都とむらの暮らし』 古代史発掘10 講談社 昭和49年

第3節 まとめ

- (1) 本年度の調査により、第8次調査で「院」と考えられた部分の東辺も一本柱列により区画されていることが判明した。
- (2) 「院」の東辺には9世紀頃に掘立柱の八脚門が作られ、東辺ではこの門と同時に一本柱列に沿った大溝も掘られた可能性が強い。したがって、この「院」は9世紀以降の時期には東が正面であったと考えられる。
- (3) 八脚門の中心は第6次調査で検出された一本柱列の東南コーナーより100尺、第8次調査のS B90の北側柱列より25尺に位置し、計画的に配置されていた可能性が強い。
- (4) 一本柱列の東外側には8世紀～9世紀初め頃までは掘立柱建物群があり、それ以降は消滅したものと考えられる。
- (5) 八脚門及びその東外側から多くの墨書き器が出土している。これらは、この地区の性格にかかわりあるものかも知れない。

関和久遺跡

倉庫院

第9次調査地点

関和久遺跡簡略図 (北東方向)

第1図版 作業風景
(東より)



第2図版 第1トレンチ全景
(東より)



第3図版 SB104・SA106・
SD101・103・107・
108 (北より)



第4図版 SB104・SA106
(東より)



第5図版 SB105・111・112・
120, SD109
(東より)



第6図版 SD101・103, SB104,
SA106 (東より)



第7図版 SB104,
SA106断ち割り
(南より)



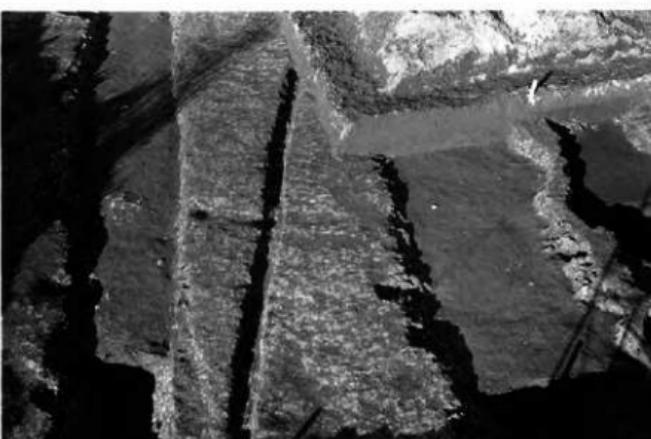
第8図版 SB105・111・112・120,
SD109 (南より)



第9図版 SB105・111・112・120,
SD109 (西より)



第10図版 SD102・118 (南より)

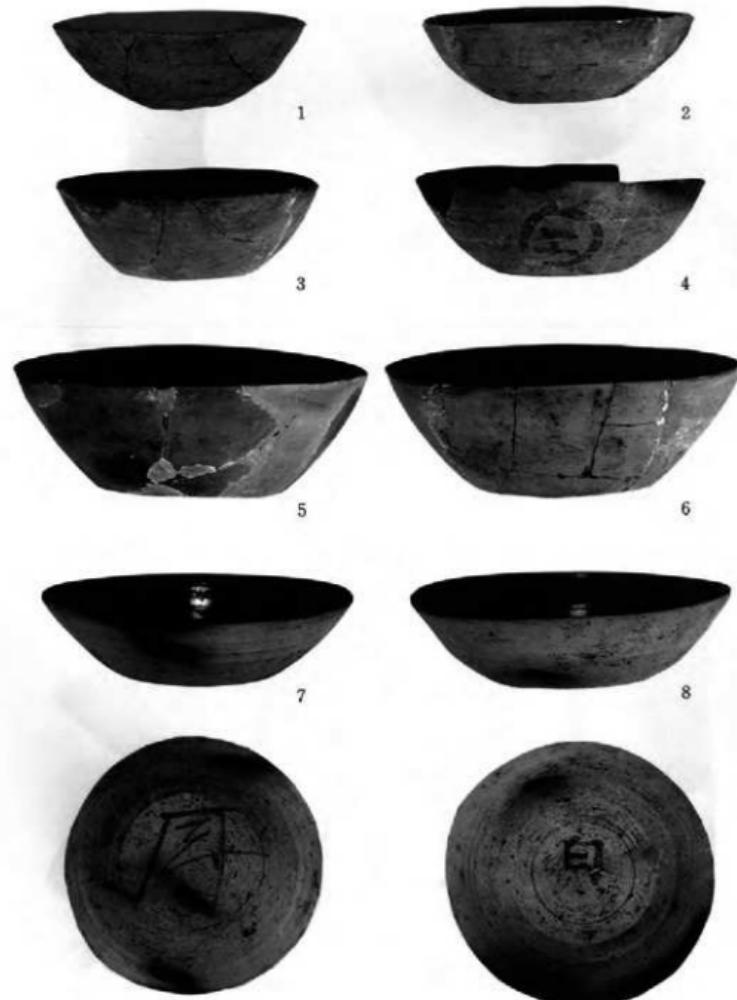


第11図版 SD102他 (南より)



第12図版 SK121



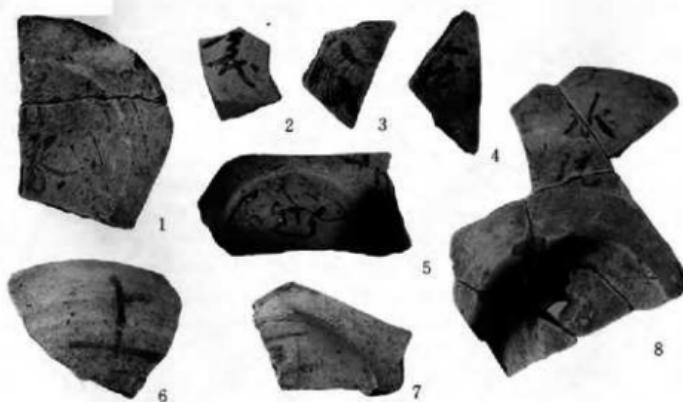


第13圖版

1 S D101出土 2 表土出土 3·8 S D109上層出土
4 S D107出土 5~7 S D109出土 1~8 土師器杯



第14図版 1 SD102出土 2 SK113出土 3 SK110出土
1 土師器杯 2 土師器甕 3 須恵器長頸壺



第15図版 1・5・7 SD103出土 2・4 貝塚出土 3・6・8 SD109出土
1～8 土師器杯片（墨書土器）

福島県文化財調査報告書第91集

関和久遺跡 IX

昭和 56 年 3 月 15 日 印刷

昭和 56 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 福島県教育委員会
福島市杉妻町 2 番 16 号

印 刷 所 株式会社 日進堂印刷所
福島市野田町大通10 ⑨35-1211

不 許 複 製